石 井 真 美 子

、銀雀山漢墓竹簡について

沂文物組の發掘報告によると、發掘された二つの墓は前漢前期のもの雀山一號墓から發掘された。『文物』に掲載された山東省博物館と臨銀雀山漢墓竹簡は、一九七二年、山東省臨沂縣(現在の臨沂市)銀

立命館白川靜記念東洋文字文化研究所紀要

第四號

析ちていたという。 で、一號墓から約四九四二枚の竹簡が、二號墓からは「漢武帝元光元で、一號墓から約四九四二枚の竹簡が、二號墓からは「漢武帝元光元で、一號墓から約四九四二枚の竹簡が、二號墓からは「漢武帝元光元で、一號墓から約四九四二枚の竹簡が、二號墓からは「漢武帝元光元で、一號墓から約四九四二枚の竹簡が、二號墓からは「漢武帝元光元

陽書の類などが確認された。

「大韜」・『晏子春秋』の一部、また現在には傳わっていない兵書や陰原兵法』が存在することが確認されたのである。その他にも『尉繚子』・『充韜」・『多子春秋』の一部、また現在には傳わっていない兵書や陰原兵法』が存在することが確認されたのである。その他にも『尉繚子』・『六韜』・『晏子春秋』の一部、また現在には傳わっていない兵書や陰陽書の類などが確認された。

一方、整理していない形ですべての竹簡の釋文を掲載したのが同じく一九八五年に出版された『銀雀山漢簡釋文』(吳九龍著、文物出版社)く一九八五年に出版された『銀雀山漢簡釋文』(吳九龍著、文物出版社)であり(以下、『釋文』)、事實上、公開されたもの以外の竹簡本についた。の「以下、『釋文」)、事實上、公開されたもの以外の竹簡本についた。の大型本で公開されたもの以外の竹簡本についた。の大型本で必開されたもの以外の竹簡本についた。別斷が可能なものは分類しており、卷末の分類目錄に從って釋文の未尾に番號で所屬が示してある。その他、木牘および銀雀山二號之の末尾に番號で所屬が示してある。その他、木牘および銀雀山二號之の末尾に番號で所屬が示してある。その他、木牘および銀雀山二號之の大門の大門の標文を掲載したのが同じる一方、整理していない形ですべての竹簡の釋文を掲載したのが同じる一方、整理していない形ですべての竹簡の釋文を掲載したのが同じる一方、整理していない形ですべての竹簡の釋文を掲載したのが同じたのが同じないます。

二、銀雀山漢簡に關する主な研究

ていない竹簡本に關する主な研究論文を概觀する。 ここでは大型本と『釋文』以降の、銀雀山漢簡のうち整理發表され

①陳乃華「先秦陰陽學說初探—『曹氏陰陽』、『三十時』的文獻學價值

(山東師範大學學報 (社會科學版) 一九九六年第六期)

たものであろうと推測している。

「陰陽時令占侯之類」に屬する十一種の中のうち、『曹氏陰陽』と『三十時』について分析。『曹氏陰陽』に解釋を加え、同篇に見られる陰陽時。について分析。『曹氏陰陽』に解釋を加え、同篇に見られる陰陽時。について分析。『曹氏陰陽』に解釋を加え、同篇に見られる陰陽時。

關係」(劉樂賢譯、『簡帛研究譯叢』第二輯、一九九八年、湖南人民②Robin D.S.Yates「論銀雀山陰陽文獻的復原及其與道家黃老學派的

出版社

謝桂華主編『簡帛研究』第三輯、一九九八年) 釋證』(李學勤

とこの篇題についても分析を加えている。分け、解釋を加えたものである。そして分けられなかった餘りの竹簡れている竹簡をさらに「天地」「八風」「五行」「客主」「五音」の項に「陰陽時令占侯之類」に屬する『天地八風五行客主五音之居』とさ

二〇〇〇年第五期) 『晉書・天文志』」(『古籍整理研究學刊

陰陽時令占候之類」に屬する『占書』に見られる占星學を分析、『史

『不時』(『不時之應』)・『人君』(『人君不善之應』)を整理し、それら④連劭名「銀雀山漢簡陰陽災異書研究」(『考古』二〇〇五年第四期)記』天官書および『晉書』天文志との關係とその變遷を述べている。記

⑤連劭名「銀雀山漢簡『曹氏陰陽』研究」(『中原文物』二〇〇七年第

に見られる陰陽災異思想について分析している。

⑥連劭名「銀雀山漢簡『占書』述略」(『考古』二〇〇七年第八期)してその特徴を舉げ、他書との關連を指摘している。「陰陽時令占侯之類」に屬する『曹氏陰陽』に見られる思想を分析

解釋を加えている。 「陰陽時令占侯之類」に屬する『占書』について、その內容を整理、

ている。また「論政論兵之類」に屬する「將過」篇を整理し、宋本『六『六韜』佚篇の「葆啓」篇の整理における誤りを指摘、不足を補っ年第十一期)

や諸葛亮『將苑』情勢篇との共通點を指摘している。

理の途中でその誤りを指摘していることもある。
これらの研究はいずれも『釋文』の分類に據っているが、中には整華書局)の中で「相狗方」の內容について言及している。
中國方術正考』(二○○六年、中で「地典」を整理したものを發表、『中國方術正考』(二○○六年、中で「地典」を整理したものを發表、『中國方術正考』(二○○四年、三聯書店)

以上に舉げたのは銀雀山漢簡で未整理の資料を専門に扱った論文で以上に舉げたのは銀雀山漢簡で取り扱った研究論文は管見では見當たらなとは無く、これらを専門に取り扱った研究論文は管見では見されることは無く、これらを専門に取り扱った研究論文は管見では見當たらなとは無く、これらを専門に取り扱った研究論文は管見では見當で大整理の資料を専門に扱った論文で以上に舉げたのは銀雀山漢簡で未整理の資料を専門に扱った論文で以上に舉げたのは銀雀山漢簡で未整理の資料を専門に扱った論文で

三、『銀雀山漢簡釋文』の分類

いこう。 では、『釋文』の分類はどのようになっているのか改めて確認して

上述の報告記事にもあったように、竹簡は副葬品に壓迫されてばら に関わっていない書であり、一つ一つ手で行う分類作業が如何に困難 を伴うものがあったかは想像に難くない。『釋文』には後述するよう を伴うものがあったかは想像に難くない。『釋文』には後述するよう

四〇

の主については「召氏十斗」の文字がある副葬品があり、「召氏」が 姓ではないかとされている。 を姓とした者、つまり軍事に關連があった者であろうという。二號墓 や、竹簡の中身の多くが兵書であったことから、司馬の職に就きそれ ている。 年~前一一八年、二號墓は前一三四年~前一一八年の間であろうとし いた曆譜や三銖錢などから考えて、 「釋文」 一號墓の主については漆の耳杯の底に「司馬」とあったこと の「敍論」によると、銀雀山漢墓の埋葬時期は副葬されて 前漢の武帝期で一號墓は前一四〇

に分けられるという。 ず上から下まで書いてあるもの、③圖表形式のもの、④表形式のもの、 に一~二センチの空白がとってあるもの、 竹簡の狀況については、 四種類の形式が見られ、①漢簡の上下兩端 ②漢簡の兩端に空白をとら

なことにその寫真や復原圖は公開されておらず、見ることができない。 きその内から外へ向かって放射狀に配列しているという。但し、殘念 したものが『釋文』の卷末に收められている。 ④は二號墓から出土した「元光元年曆譜」がこれにあたり、その復原 が引かれて八種の風を表わし、一年十二ヶ月を四組に分け、四角を描 陽時令占侯之類」に屬する「天地八風五行客主五音之居」がこれに常 法守令十三篇』が相當し、これら二種類の竹簡はいずれも長さは 二十七・六センチ、一枚の簡にだいたい三十五文字書いてある。③は「陰 ①は『孫子兵法』『孫臏兵法』『晏子』『尉繚子』、②は『六韜』『守 十二枚の竹簡を繋げ、その上に中心から四方に八本の赤色の線

> とめてその上につけていたと見られるもので、銀雀山漢墓からはほぼ 『守法守令十三篇』 る。うち二枚、一號・二號木牘は大型本に收錄された『孫子兵法』と 完全な形のものと断片とが出土しており、 もとにしたと述べられている。木牘は、卷いた竹簡本のいくつかをま はその形制・書寫格式・文字風格と文義、また木牘に書かれた篇題を (十三篇)に分けられている。これらの分類の基準として、『釋文』で 『晏子』(十六篇)『六韜』(十四篇)『守法守令十三篇』(十篇) 法』(十三篇および佚篇五篇)『孫臏兵法』(十六篇)『尉繚子』(五篇 「論政論兵之類」 (五十篇)、「陰陽時令占候之類」 (十二篇)、「其他之類 號墓から出土した竹簡については、大型本で分類された『孫子兵 のものである。 整理により五枚とされてい

てあるという。釋文は以下の通り。(□は判讀不明文字、(3) あろう。 三號木牘はおそらく『論政論兵之類』 長さは二三・三センチ、幅は四・五センチ、四段に分けて書い のいくつかをまとめたもので 以下同

十章		效賢	兵之恆失
			將敗
	能□民		
國之	□□之國		

れらは「陰陽時令占候之類」をまとめたものと思われるが、「□言」「□ 七・三センチ、 四號木牘は四つの斷片を組み合わせたもので、 幅は四・三センチで、 三段で書かれているという。こ 断片を併せた長さは

16	11	6	1	論政
五名五恭	分士	效賢	將敗	M論兵之
恭	12	7	2	類
17 #P	三亂三危	爲國之過	〔將失〕	
起師	危	.過	3	
18	13	8	兵	
奇正	地典	務過	兵之恆失	
19	14	9	4	
將義	客主人	觀庫	王道	
20	分	10	5	
觀法	15 善者	持盈	五議	

21 程兵 22 〔將德〕 23 〔將過〕 24 〔曲將之法〕 25 [雄牝城] 1

26 (五度九奪) 27 〔積疏〕 28 〔選卒〕 29 有國務過 30 十官

31 患之…… 32 六擧 33 四伐 34 亡地 35 議

36 ⑤文王與太公⑥成王與周公旦⑦齊桓公與管子⑧秦穆公與百里奚⑨ (君臣問答) ①堯與善卷、 許由②舜與牟成③禹④湯與務光

37 (郭偃論士) 晉文公與郭偃⑪楚莊王與孫叔敖⑪魏襄王與杜子 38 (民之情) 39 (有國之效) 40〔有主以爲任者〕

41 (自危自忘) 42 (國法之荒) 43 (聽有五患) 44 〔德在民利〕

【陰陽時令占候之類】

45

十陣

46

十間

47

略甲

48

萬乘

49 (富國)

50 (三算)

1 曹氏陰陽 2 陰陽散 3 禁 **4** (三十時) 5 〔迎四時〕

[人君不善之應] [四時令] **7** (五令) 11 天地八風五行客主五音之居 8 (不時之應) 9 〔爲政不善之應〕 12 (占書)

【其他之類

10

6

6 唐勒 選…… 2 (定心固氣) 7 許則…… 3 8 〔相狗方〕 清禾 9 4 (作醤法) 5 〔算書

は

能…… 12 官…… 13 傳言

11

内容により補われた篇題)。

たとして外されている。その理由など詳細は明らかにされていない。 ことができる。しかし、大型本では孫臏兵法のものではないと判明しそれをもとに發表された『孫臏兵法』の譯注本で整理された文を見る漢墓竹簡』(文物出版社)では『孫臏兵法』に收錄されており、當時なお、□で圍んだ篇については、一九七五年に發表された『銀雀山

四、殘簡について

(1)残簡の文字數

に取って記錄した順番かもしれない。 三で述べた篇に分類された竹簡以外に、『釋文』には多くの未分類 三で述べた篇に分類された竹簡以外に、『釋文』には多くの未分類 三で述べた篇に分類された竹簡以外に、『釋文』には多くの未分類 三で述べた篇に分類された竹簡以外に、『釋文』に記載された をいう篇もあり(「陰陽散」)、「後記」にも「整理研究の途中で、より という篇もあり(「陰陽散」)、「後記」にも「整理研究の途中で、より という篇もあり(「陰陽散」)、「後記」にも「整理研究の途中で、より でのかは記述が無く、だいたい字數の多いものに早い番號がついているが、一概に文字數で決まっているというわけでもない。思うに、金 に取って記錄した順番かもしれない。

判讀できないがだいたいの文字數がわかるものも含む)なっている。(□で示される判別不能な字および空白も含む。また、三八%となっている。その一枚あたりの文字數の統計は下表のようにその四九四二枚のうち、未分類のものは一八九三枚で、全體の約

の問題とはいえない。

けたのであろう。 「その他」は、番號がつけてあるものである。誤植で分類番號が拔れは『孫子兵法』の九地篇に屬するものである。大型本を見ると、こ一枚1846「者輕地也倍(背)固前……」である。大型本を見ると、この しない」と書かれている簡が一枚(詳細は不明)と、分類濟みのものしない」と書かれている簡が一枚(詳細は不明)と、分類濟みのものしない」と

(2)残簡整理にかかる問題

簡の圖版が無いということである。それによって、圖版があれば確認かねばならない問題がある。それは大型本と異なり、『釋文』には竹ところで、この殘簡の分類整理を試みるにあたり、念頭に置いてお

文字数	簡の数	割合
1	58	3.1%
2	263	13.9%
3	348	18.4%
4	282	14.9%
5	222	11.7%
6	143	7.6%
7	127	6.7%
8	112	5.9%
9	72	3.8%
10	43	2.3%
11	41	2.2%
12	34	1.8%
13	35	1.8%
14	15	0.8%
15	15	0.8%
16	15	0.8%
17	9	0.5%
18	9	0.5%
19	1	0.1%
20	2	0.1%
21	2	0.1%
23	1	0.1%
24	2	0.1%
26	1	0.1%
28	1	0.1%
33	1	0.1%
34	1	0.1%
不明	36	1.9%
その他	2	0.1%
計	1893	

し判斷し得るいくつかの問題も殘念ながら推測の域を出ない。	$\bigcirc 1249$	□□也 4127□□也
その問題の一つめは收錄の重複である。四九四二枚の竹簡と斷片を	○3731	□□中 3763□中
複數人員で整理するうちに混亂があり、同じ斷片に異なる番號をふっ	4786	□也
てしまった可能性は考えられる。このような例は分類濟みのものでも	○3116	·····□以□□□□······ 4556 ·····□以□□······
指摘されており、例えば連劭名氏は「爲政不善之應」に分類された	$\bigcirc 4095$	······□者□······ 4753 ······□者······
[235 「…□□□六則兵七則君猝」と4935 「…□□六則兵七則君猝」は	$\bigcirc 4538$	□之□ 4665□之□
内容が同じであり、同じ簡に異なる番號がつけられたものだろうと指	3633	□之
摘している。また、「占書」に分類された1829「乃病都鄙二曰貧於禾	\bigcirc 3574	·····□國····· 3580 ·····□國·····
粟乃」と3253「乃病都鄙二曰貧」も同じ簡であろうとい	\bigcirc 4343	以爲 4529以爲
つ。 同樣のことは殘簡でもまま見られる。これらは重複して收錄され ⁽⁸⁾	\bigcirc 4087	爲 3999爲□ 4845爲□
たものと考えられるが、そうでない可能性もある。例えば同じ銀雀山	$\bigcirc 4583$	······· 賢 4828 ········賢······ 4849 ·······賢······
漢簡の『孫子兵法』の刑(形)篇はほぼ同じ文章のものが二種類見つ	\bigcirc 4279	······事□······ 4772 ······事······ 4795 ······事·····
かっており、そのように同じ文章のものが複數無いとは言い切れない。	\bigcirc 3135	
また斷片の場合は偶然同じ文字のものがある可能性も充分に考えられ	\bigcirc 4101	者□□ 4803者□□
る。簡の途中であることを示す「」の有無が異なる場合は特に注	3547	者
意が必要である。連劭名氏が指摘した二例のうち、1829と3253は「」	$\bigcirc 3564$	者其 3646者其
が上に有るか無いかの別があるだけでなく、1829には"於禾粟乃』の	$\bigcirc 2501$	請 2731請
四文字があり、恐らく異なる簡であろう。	\bigcirc 4768	則 4776則
これらは實際に簡を見て確認しないことには解決しない問題である	$\bigcirc 2922$	其 4829其 4697其
ので、ここに參考として、殘簡の中で重複の可能性がある類似した簡	$\bigcirc 4558$	其民 3176其民□□□
を舉げておく。	3768	其民
	\bigcirc 2841	致也 4573致也 4294致也
○3987□□□□之 4563□□□□之	\bigcirc 3622	天下 4425天下

初につけて篇首を示す②句を區切る)」「┓(カギ型、用法は①句を區		
示す⑤數字の前につけて文字數を示す)」「○(朱圓、用法は①文の最	○4429兵 4446兵□□	\bigcirc
す②章節を示す③句を區切る④題の前につけて末尾の題であることを	○2267不從令者罪 2295 不從令者罪	\bigcirc
さらに、竹簡には「●(黑點、用法は①文の最初につけて篇首を示	○2597 其國 4340其國	\bigcirc
途中で發表したことに起因するものであろう。	○4077進能 4084進能□	\bigcirc
この二簡にはそれが注記されていない。これもおそらく整理作業の	○3553 有□ 4335 有□ 4802有□	\bigcirc
3328□□□胃□□□	○2123與民之請(情) 3375與民之請(情)	\bigcirc
2035□胃大或常□而□歸不與事	○4519與□ 4745與□	\bigcirc
ようにされているが、	4492 曰秦始皇	
はほとんど「謂」の假借字であり、他の簡ではすべて「胃(謂)」の	○3937 曰秦始皇 4029 曰秦始皇	\bigcirc
あるが、同じ字でも注記がされていない場合がある。例えば、「胃」	4750 曰願聞	
その他に、文の前後により假借字に()で注記されているものも	○3623 曰願聞 3865 曰願聞	\bigcirc
例 「夫"」→大夫 「伊"」→伊尹	○4030國 3751國□ 4526國	\bigcirc
また、合文はすべて文意により譯し、注記しないとある。	○3167也能 3538也能	\bigcirc
決→决 帰→侵 兵→與 奉→擧	○3384也 3670也	\bigcirc
乳→亂 適→敵 接→接 蹱→踵 穜→種 勤→動 朢→望	○3174民不 4778民不	\bigcirc
埶→勢 亓→其 屮→之 數→擊 耂→者 閒→間 菑→災	4268民□ 4599民□ 4458民	
體字は以下の文字である。	○3972民□□□ 3550民□□	\bigcirc
すべて通行字に改め注記はしないとあり、例として舉げられている異	4769不能	
あってもそれを確認することができない。凡例には異體字・假借字も	○4794不能□ 4305不能	\bigcirc
字の形を確認することができず、もし讀み違いや印刷上の間違いが	○4274之所 4819之所	\bigcirc
にされており、活字にない文字は作字してある。したがって、もとの	○2913	\bigcirc

二つ目の問題は文字の形である。『釋文』ではすべての文字が活字

切る)」「、(讀點)」「□(重文符號、繰り返しを示し、文字や單語な

であった。 ものだと思われるが、解釋の參考にするためにすべて記すべきところ どにつける)」が書かれているというが、「¬」「、」の段區切りの記號 はすべて略して表記されていない。これらは大型本の體裁に合わせた

はならない。しかし、上述のように書により體裁が異なるならば、そ で一番大きな問題であろう。一篇を同じ人物が書寫しているとは限ら れも分類の大きな手掛かりと成り得る。 ないので、筆跡については考慮に入れなくてもそれほど大きな問題に いうことである。これは重複の問題とも重なる點であるが、整理の上 三つ目の問題は、 竹簡の形から繋がりを判斷することができないと

これらの問題については、 將來、圖版が公開され解決されることを

期待したい。

(3)殘簡の分類整理は可能か

という方法があるが、銀雀山漢簡については半分が佚書である。加え いという問題がある。現傳本があればそれと照らし合わせて確認する **殘簡整理には、②で舉げた問題に加え、內容で分類することが難し** はっきりと區別をつけがたい。 論政・論兵・陰陽・時令・占侯はいずれも密接な關係を持ってお

能であると考えられる。文字の問題も、 可能に近いが、 しかし、全く分類ができないかというとそうではない。上述のよう 數は少ないが五文字以上の竹簡も存在する。完全な分類整理は不 傾向を見出し、またある程度の見當をつけることは可 既に整理されている竹簡本と

> ているうちに氣がついたことをいくつか舉げておく 參考にすることは可能である。以下、 社、二〇〇一年)および銀雀山漢簡の文字に關する研究などの資料を 文を照らし合わせたり、『銀雀山漢簡文字編』 **殘簡のテキストデータを入力し** (騈宇騫編著、

るいは まず、 「吏大夫」という語を含む簡は以下の通りである 特定の語彙を含む簡がいくつか見られる。例えば、「吏」あ

0698 ……□觀游高臺射 (榭) 游于 (汚) 池吏大夫侵民以……

0725 ……東大夫之能侵民者進

0865 ……□不可持法冝不可据吏大夫

1012 可据其吏大夫能侵讓□……

1556 ……通故其吏不力其卒……

2204 …… 吏多姦之

2251 …… 東 " 治 " 失 " 者民行失……

2435 國大兵強其吏□

2437 數□五行姦辟吏……

2712 更大夫以淸廉□□□……

3318 ……長吏

3765 …… 東進……

大夫能侵」という似た語が見え、 特に0698、0725、1012はいずれも「吏大夫侵民」「吏大夫之能侵民」「吏 關連が考えられる。

分類の見當がつきそうなものがいくつかある。

4667 ……桓公問管……

また、

これは 「論政論兵之類」三六「君臣問答」⑦齊桓公與管子に屬するも

	3757 ······□□□□□有□火有秀火有釪火有······ 3757 ······□□□□有□火有秀火有釪火有·····	よび秦について述べた文である。これらは②でも舉げたように一部重複があるようだが、秦の始皇帝お4775始皇	`
		3757□火有□火有 3757□□□□有□火有秀火有釪火有	「險易必知生地」(八陣篇) と見え、いずれも地形あって、 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
部重複があるようだが、	部重複があるようだが、		元え、いずれも地形ある
部重複があるようだが、 労火有釪火有 労火有釪火有	部重複があるようだが、		
 れないが、『孫子兵法』に「地者、 れないが、『孫子兵法』に「地者、 計篇)「有瞿(衢)地」(九地篇)、『 計算)と見え、いずれも地形ある と思われる。 であるようだが、秦の始皇帝 が大有釪火有 がた文である。『孫子』に火攻篇が	 計篇)「有瞿(衢)地」(九地篇)、 計篇)と見え、いずれも地形あっ と思われる。	1622曲直險易堅邸肥□ 2137曲直險易堅厭肥□ 2137曲直險易堅厭肥□ 正の二つはあるいは重複かもしれないが、『孫子兵法』に「地者、高この二つはあるいは重複かもしれないが、『孫子兵法』に「地者、高下廣陝(狹)遠近險易死生也」(八陣篇)と見え、いずれも地形あるいは陣形のことを述べているものと思われる。 3618曰秦始皇 3937曰秦始皇 4029曰秦始皇	

い、その結果についてはまた稿を改めて發表したい。 豫定の情報は入っていない。その情報が入るのを一方で待ちつつ、今 ことが一番望まれるところではあるが、殘念ながら現在のところ發表 ることだと考える。もちろん、殘簡を整理した正式な發表が爲される 先秦から漢代にかけての兵および陰陽に關する書を知る上で意義のあ 容を含むものであり、これら殘簡を含めた銀雀山漢簡の整理・分析は、 他の出土文獻や他書などと照らし合わせて分析と整理の試みを行

- (1) 山東省博物館· 臨沂文物組「山東臨沂西漢墓發現《孫子兵法》和《孫 臏兵法》等竹簡的簡法」(『文物』二一三號、一九七四年第二期)
- (2) 嶽南著、加藤優子譯『孫子兵法發掘物語』 れたために多くの竹簡が破損したようである。 態が良くなかったのに加え、發掘時充分な措置がなされず亂暴に扱わ には發掘當時の狀況が描かれている。それによると、もともと保存狀 (岩波書店、二〇〇六年)
- (3)なお、『釋文』は横組の書籍であり、段數しか記載が無いので、行 に關しては記載の通りではないかもしれない。
- (4)楊善群氏は「《孫臏兵法》结構體例探討—與銀雀山漢墓竹簡整理小 きであろうと推測している。 た「下篇」十五篇の内容を檢討し、やはり『孫臏兵法』の一部とすべ 組商権」(『管子學刊』一九九六年第四期)で、『孫臏兵法』と外され
- (6) 原文「此簡系誤收,故不録。」 读者和研究这了解其丰富的内容,从而促进对银雀山寒简的研究工作。」

(5)原文「本书印行的目的,是提供一个未经缀联、注释的释文,是广大

- (7)「銀雀山漢簡陰陽災異書硏究」(『考古』二〇〇五年第四期)。 この論文では簡番號が1935とされているが4935の誤り。
- 「銀雀山漢簡『占書』述略」(『考古』二〇〇七年第八期)。

(9)銀雀山漢簡の文字に關する研究には、陳偉武「銀雀山漢簡通假辨議」

漢簡字形研究與漢字發展源流」(『アジア研究所紀要』三十四號、亞細(『古漢語研究』一九九七年第三期(總第三十六期))、張會「銀雀山

文化紀要』十二・十三號、亞細亞大學、二〇〇八年)などがある。亞大學、二〇〇七年)、「銀雀山漢墓竹簡字形研究」(『亞細亞大學學術